

別表十四（十）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が令第131条の19第3項（《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》）において準用する令第123条の8第3項第3号ロ（《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》）又は令第131条の19第5項において準用する令第123条の9第4項（《特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等》）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「前期以前の適用期間における当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等による損失の額から利益の額を控除した金額²¹」の欄は、当該事業年度前の各事業年度において「特定適格組織再編成等に係る被合併法人等である関連法人の名称7」の欄にその名称を記載した法人に係る別表七の二付表二「12」の欄（法第62条の7第7項（《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》）の規定の適用がある場合には、別表十四（七）付表二「20」の欄を含みます。）に金額の記載がある場合には、これらの金額を含めて記載します。
- 3 「関連法人支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、令第131条の19第5項において準用する令第123条の9第4項第1号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同項に規定する関連法人ごとに記載します。